

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

3 公募した規則等の概要

南国警察署香南警察庁舎の庁舎移転に伴い、運転免許に関する申請等の受付先について、必要な改正を行おうとするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和8年7月31日（金曜日）

6 結果公示の日

令和8年7月31日（金曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和8年6月23日（火曜日）から令和8年7月22日（水曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部運転免許センター

- 高知県ホームページ
- 県民室（高知県庁本庁舎 1 階）
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部運転免許センター
TEL：088－893－1221

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第 8 号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 3 第 1 項第 1 号中「土佐警察署長（当該警察署の分庁舎）」を「南国警察署及び土佐警察署の各署長（当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。））」に改め、同項第 2 号中「、高知東警察署」を「、高知東警察署、南国警察署」に、「土佐警察署長」を「南国警察署長及び土佐警察署長」に、「当該警察署の分庁舎」を「当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。））」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転免許に関する申請等）

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請、届出その他の手続（以下この条において「申請等」という。）は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請等をする者の住所地为管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請等は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1） 次に掲げる運転免許に関する申請等 南国警察署及び土佐警察署の各署長（当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。）で受け付ける場合に限る。）

ア～ス 略

（2） 次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署、南国警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、南国警察署長及び土佐警察署長にあっては当該それぞれの警察署の分庁舎（南国警察署にあっては、香南市に所在するものに限る。）で受け付ける場合に限る。）

ア～オ 略

2・3 略

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転免許に関する申請等）

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請、届出その他の手続（以下この条において「申請等」という。）は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請等をする者の住所地为管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請等は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1） 次に掲げる運転免許に関する申請等 土佐警察署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア～ス 略

（2） 次に掲げる運転免許に関する申請等 高知警察署、高知南警察署、高知東警察署及び土佐警察署の各署長（高知東警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐警察署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

ア～オ 略

2・3 略